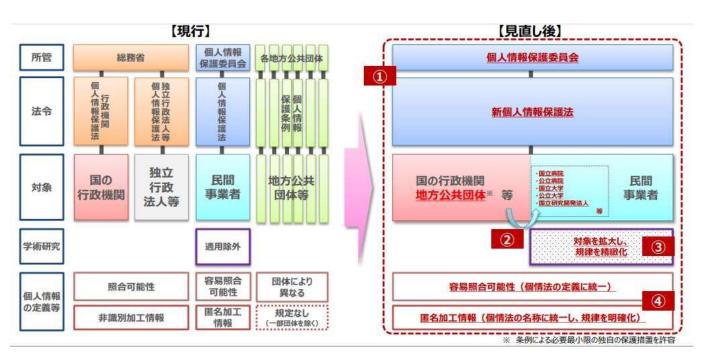
(仮称)鎌ケ谷市個人情報保護法施行条例(骨子案)について

1 制定の背景と目的

個人情報保護制度は、従来まで、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、 民間事業者等など、主体により異なる法令等を適用していました。

そのようななかで、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に個人情報保護法(以下「法」といいます。)が改正され、個人情報保護制度の法体系が一本化されることとなりました。鎌ケ谷市を含む地方公共団体においても、法が令和5年4月1日に施行されます。

鎌ケ谷市では、鎌ケ谷市個人情報保護条例に基づき、個人の尊厳の維持を図り、基本的人権の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資するよう、個人情報保護制度を運用してきました。法のうち、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされていることから、この度、(仮称)鎌ケ谷市個人情報保護法施行条例の骨子案を作成し、市民の皆様のご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。



(個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要(内閣官房 WEB サイト)から抜粋)

2 制定にあたっての本市の基本的な方向性

- (1) 平成12年に施行し、運用してきた鎌ケ谷市個人情報保護条例の目的である、「個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の基本的人権の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資する」(第1条)ことの重要性を認識し、その実効性を担保するように努めます。
- (2) 法を遵守しつつ、新たな制度の運用にあたっては、市民サービス(開示請求の手数料や決定期限等)への影響を必要最小限とするよう努めます。
- (3) 法において、条例に委任された事項のうち、重要な事項については、本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を図るために設置した「鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、答申を受けたうえで検討を行います。
- (4) 「鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会」には、新たな制度の運用においても、第三者の立場からの中立的な意見かつ専門的な知見に基づく意見を求めるとともに、開示請求に係る行政不服審査法に基づく審査請求にあたり諮問機関としての役割を継続させるなど、引き続き連携を図っていきます。

3 条例の骨子案

(1) 現行条例の目的、市民及び事業者の責務について

国のガイドラインによると、法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、新条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられないとされております。長年にわたり、市独自に運用してきた条例の理念を将来にわたって引き継ぐため、現行条例にある下記の理念規定を、新条例に引き継ぐことを予定しています。(法の規定に合わせ、所要の文言修正を行う場合があります。)

(目的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の基本的人権の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(2) 開示請求における手数料について

国においては、開示請求1件当たり300円の手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体に対し開示請求をする場合については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定めることとされています。

本市においては、現行条例において手数料を無料としていることから、<u>引き続き、</u>保有個人情報の開示請求をする際の手数料は無料とします。ただし、現行と同様、開示文書交付時に複写代等の実費を申し受けます。(例:A3サイズまで白黒コピー1枚あたり10円)

(3) 開示決定の期限について

法において、開示決定は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないとされていますが、地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定の期限を30日より短くすることができるとされています。

本市においては、従来から開示決定の期限を<u>「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」(開示請求があった日から起算して15日以内)としているため、従来と同様の日数とする</u>規定を設けます。(なお、保有個人情報の訂正請求の決定期限については、法及び条例で30日とされており、改正前後で変更ありません。)

(4) 鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会について

本市が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要があるときは、鎌ケ谷市情報公開・個人情報審査会(以下「審査会」といいます。)に諮問することとします。また、現行の体制と同様に、開示決定等に係る行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査会に諮問します。

現行条例のもとでは、要配慮個人情報の取扱い、本人外収集、保有個人情報の目的外利用及びオンライン結合に関して、審査会に諮問することとなっていますが、法ではこれらの諮問を規定することが許容されないこととなっています。

改正後の法のもとでは、オンラインに限らず、保有個人情報の漏えい、滅失又は 毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ る必要があります。そして、地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政 法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するため に必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言 を求めることができるとされています。

(5) 条例要配慮個人情報について

法では、要配慮個人情報として、下記の項目が位置付けられています。

①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の履歴 ⑥犯罪被害の事実 ⑦ 障がいのあること ⑧健康診断の結果 ⑨医師等による指導又は診療内容 ⑩被 疑者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続きが行われたこと ⑪ 少年の保護事件に関する手続きが行われていたこと

現行条例でも、「要配慮個人情報」は、上記と同等の定義としています。要配慮個人情報は、漏えい等の報告及び本人への通知並びに個人情報ファイル簿の記載について規定が設けられています。また、改正後の法では、要配慮個人情報を含め、個人情報の保有にあたっては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定され、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされているほか、不適正な利用の禁止、適正な取得等の定めを置いています。

市独自の条例要配慮個人情報(内閣官房所管の会議において作成された「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書」に記載された例:LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等)を定めることによって、個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報を保有している旨が明記され、また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生した場合に委員会への報告義務が発生します。一方で、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けたりすることは、法の趣旨に照らし、できないこととされています。現時点では、条例要配慮個人情報を定める特段の地域的な事情は見当たらないため、条例要配慮個人情報は規定せず、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて再検討していきます。

(6) 個人情報ファイル簿について

法では、市がどのような個人情報を取扱っているかを示す個人情報ファイル簿を作成することを定めています(対象が1,000人以上など、一定の条件を満たすもの)。これに伴い、本市が条例に基づき作成している個人情報ファイル簿の内容を改め、ホームページ等で公表します。なお、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができますが、本市としては、どのような個人情報の集合体を保有しているかを明らかにし、開示請求等を容易にするという法の趣旨に照らせば、法定の個人情報ファイル簿にて足りるものとします。

(7) 行政機関等匿名加工情報について

保有する個人情報ファイルについて、民間企業等の利用に供するため、その利用に係る提案を定期的に募集し、提案があった場合には、審査のうえ、基準に適合する場合には、契約を締結し、本人が特定できないように加工した匿名加工情報を提供することになります。なお、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、提案募集の実施は任意とされています。本制度は、市民の個人情報の利活用に関わる事項であり、慎重な検討を要することから、経過措置期間中は導入を見送り、今後、都道府県や政令指定都市の運用事例や近隣自治体の動向等を調査したうえで必要性を検討していきます。

(8) 死者に関する情報について

現行条例において個人情報は「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と定義され、そのなかには死者の情報も含まれています。改正後の法では、個人情報として定義づけられているのが「生存する個人に関する情報」となりますが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人による開示請求の対象となるとされています。(ただし、開示請求があった際に、対象文書内に開示請求者以外の個人に関する情報であって、死者に関する情報が含まれている場合は、第三者情報として不開示となります。)

令和2年度時点の個人情報保護委員会による調査によると、半数以上の都道府県及び市町村が「死者に関する情報」も現行条例における保護の対象としています。よって、今後、他自治体等の動向を調査研究しながら、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として基準等を設けることを検討していきます。

4 条例制定までのスケジュール (予定)

時期	内容等
令和4年8月	パブリックコメント
9月	鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会に重要事項として諮問
10月	条例の骨子決定
12月	鎌ケ谷市議会令和4年12月会議に条例案を上程
令和5年	関連規則、要綱等の整理
1月~3月	新制度の周知
4月	4月1日:新制度開始